

雫石町行政改革実施計画 令和元年度 行動計画

令和元年5月
雫石町

< 目 次 >

1. 行政改革実施計画とは	・ ・ ・	1
2. 行政改革体系図	・ ・ ・	2
3. 実施計画の見方	・ ・ ・	4
4. 行政改革実施計画		
基本柱Ⅰ 住民参画の推進と協働による行政運営	・ ・ ・	6
(1) 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握		
(2) 地域の人材育成と活動支援		
(3) 民間活力の活用		
基本柱Ⅱ 住民ニーズに対応した行政サービスの提供	・ ・ ・	10
(1) 窓口サービスの改善		
(2) 行政情報の発信とICT活用の推進		
基本柱Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進	・ ・ ・	13
(1) 財政基盤の強化と財政健全化		
(2) 公有資産の管理運用による経営合理化		
(3) 事務事業及び業務プロセスの効率化		
基本柱Ⅳ 時代に即した行政組織体制の構築	・ ・ ・	17
(1) 人材育成による行政組織体制の強化		
(2) 組織の内部統制と風土改革		

1. 行政改革実施計画とは

本実施計画は、行政改革の基本的な方向性を示した「雫石町行政改革大綱」を指針として策定したものであり、健全で安定した行財政運営を確保するとともに、住民サービスの向上を図り、総合計画の着実な推進によるまちづくりを進めるため、行政改革の具体的な取り組み項目や実施年度を定めたものです。

(1) 実施計画の期間

この計画は、平成29年度から令和元年度までの3ヶ年とします。

(2) 実施計画の見直し

この実施計画は毎年度見直しを行い、国や県の動き、社会経済情勢、住民のニーズなどを的確に改革へ反映することとします。また、実施計画項目に関係する計画や指針の決定、業務の見直しなどにより取り組み内容が確定した場合も速やかに実施計画に記載します。

(3) 実施計画の進行管理

この実施計画に掲げる項目の進行管理は、雫石町行政改革推進本部が行うものとします。

2. 雫石町行政改革体系図

【基本理念】 信頼で築く住民主役のまちづくりの推進

《基本柱》

《基本方針と取組項目》

《担当課》

I 住民参画の推進と協働による行政運営	(1)住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握		
	1. 町政モニターやインターネットモニター、まちづくりパートナーの登録拡大と活用検討	政策推進課	
	2. 諮問機関等における多様な住民参画の推進	政策推進課、各課	
	3. 町政懇談会や各種説明会等の実施による住民ニーズの収集	政策推進課、各課	
	(2)地域の人材育成と活動支援		
	1. 住民活動団体、NPO等の設立及び人材育成、活動の支援	地域づくり推進課	
	2. 地域コミュニティ組織の設立及び活動の支援	地域づくり推進課、防災課、総合福祉課、健康推進課ほか関係課	
	3. 地区公民館等の地域づくり拠点化の検討	地域づくり推進課	
	4. 行政区、地域コミュニティなどの地域の役職及び委嘱・依頼事項の見直し	地域づくり推進課	
	5. 職員の住民協働理解の推進と行動指針の策定	総務課、地域づくり推進課、全職員	
	(3)民間活力の活用		
	1. 民間委託、指定管理者制度の活用推進（見直しと改善）	総務課、観光商工課、農林課、総合福祉課ほか関係課	
	2. PPP/PFI等の導入検討	政策推進課、関係課	
	II 住民ニーズに対応した行政サービスの提供	(1)窓口サービスの改善	
		1. 窓口サービスの拡大検討	総務課、窓口関係課
2. 分かりやすい案内表示と相談スペースの確保		総務課、窓口関係課	
(2)行政情報の発信とICT活用の推進			
1. 情報発信方針及び手引きに基づくタイムリーな情報発信		政策推進課、各課	
2. 各種補助、助成、交付事業などのホームページやSNSへの情報掲載の徹底		政策推進課、各課	
3. 公民館、体育館等の施設使用予約方法の検討		生涯学習スポーツ課	
4. 役場庁舎、公民館等公共施設への公衆無線LANの整備		施設所有課	

Ⅲ 持続可能な 行政運営の 推進	(1) 財政基盤の強化と財政健全化	
	1. 自主財源の確保	政策推進課、税務課、出納課ほか関係課
	2. 滞納整理の推進及び収納対策の改善による歳入の確保	税務課、出納課、総合福祉課、町民課ほか関係課
	3. 財政見通しと財政計画の策定・公表	政策推進課
	4. 補助金交付基準の適正な運用	政策推進課、関係課
	5. 公営企業、第三セクター等の経営健全化	上下水道課、観光商工課
	6. 内部管理費、事務的経費の削減	全課、全職員
	(2) 公有資産の管理運用による経営合理化	
	1. 固定資産台帳（公有資産）の適切な更新	政策推進課
	2. 公共施設等の総合的管理運営	総務課、政策推進課、各課
	3. 町有財産の有効活用	総務課、政策推進課、各課
	4. 歳計現金及び基金の管理運用	出納課
	(3) 事務事業及び業務プロセスの効率化	
	1. 政策評価と事業レビューの実施によるプライオリティ（優先順位）導入	政策推進課、全課
	2. 文書、伝票等の決裁方法の見直し	総務課、出納課
3. 定型事務マニュアル、ガイドライン等の見直しによる事務処理の標準化	総務課、政策推進課ほか関係課	
4. 各種会議、事業説明や指導等におけるタブレット機器の導入検討	政策推進課、議会事務局	
Ⅳ 時代に即した 行政組織体制の 構築	(1) 人材育成による行政組織体制の強化	
	1. 人材マネジメントプランに基づく職員研修計画の推進	総務課
	2. 人事評価の実施による人材育成の推進	総務課
	3. 職員勉強会やオフサイトミーティングの実施	政策推進課、総務課、全職員
	4. 定員適正化計画及び特定事業主行動計画の推進	総務課
	5. 政策及び業務内容に対応した組織機構の見直し	総務課
	(2) 組織の内部統制と風土改革	
	1. 意思疎通、情報共有の強化	総務課、全課、全職員
2. コンプライアンス体制の強化	総務課、全職員	
3. ワークライフバランス推進と職場改善運動の実施	総務課、全課、全職員	

3. 実施計画の見方

① 行政改革実施計画（平成29年度～平成31年度）の取組項目ごとの担当課や目標、内容を記載しています。	基本方針	I-(1)住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握		
	目的	各種計画策定や事業実施において、広く住民意見を収集するとともに、諮問機関等の委員選考に際して、女性や若者など委員構成の多様化を図り、住民ニーズへ反映させる。		
	取組項目	1. 町政モニターやインターネットモニター ^{※1} 、まちづくりパートナー ^{※2} の登録拡大と活用検討		
	担当課	総務課		
	具体的な取組	・広報、ホームページ、各種会議等の場で制度周知を行うとともに、モニター制度の活用検討を行う。		
	取組内容	取組み目標	判定	中間進捗状況
② 【 】内、取組みを掲げた部署と、年度当初に目標として掲げた取組み内容が記載しています。	【総務課】 広報及びホームページや町政 会で周知を行うほか、まち づくりパートナー養成講座 講師や各種団体等へも積極 に呼びかけを行う。	【総務課】 町政モニターの一般申込登録人数3名以上 インターネットモニターの登録申し込み3名 以上	△	町政モニター、インターネットモニターを28年度 から広報等を使い募集しているが、申し込み者 がなかった。
	町政モニター、インターネットモニター 住民の中から委嘱されたモニターから自由で清新な意見を町政に反映していく制度。モニターは町からのアンケートへの 回答が、随時町に意見提言することができる。			
	③ 専門用語や分かりにくい用語については、項目下部の用語解説をご覧ください。		④ H29.9月末時点での進捗状況と判定を記載しています。	

- ① 上段は行政改革実施計画（平成29年度～令和元年度）で定めた目標や内容、担当課を記載しています。
- ② 【 】内、取組みを掲げた部署と、年度当初に目標として掲げた取組み内容が記載しています。
- ③ 文章中の専門用語や分かりにくい用語については、ページ下部記載の用語解説をご覧ください。
- ④ H30.3月末時点での進捗状況と判定を記載しています。

4. 雫石町行政改革実施計画 令和元年度行動計画【項目別】

雫石町行政改革実施計画 令和元年度 行動計画 【項目別】

I 住民参画の推進と協働による行政運営

基本方針	I-(1)住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握
目的	各種計画策定や事業実施において、広く住民意見を収集するとともに、諮問機関等の委員選考に際して、女性や若者など委員構成の多様化を図り、住民ニーズへ反映させる。

取組項目	1. 町政モニターやインターネットモニター^{※1}、まちづくりパートナー^{※2}の登録拡大と活用検討
担当課	政策推進課
具体的な取組	・広報、ホームページ、各種会議等の場で制度周知を行うとともに、モニター制度の活用検討を行う。
令和元年度 実施内容	
・広報及びホームページや町政懇談会で周知と募集を行い、インターネットモニターや町政モニターの一般申込登録をそれぞれ3名以上の登録を目指す。	

※1 町政モニター、インターネットモニター

住民の中から委嘱されたモニターから自由で清新な意見を町政に反映していく制度。モニターは町からのアンケートへの回答のほか、随時町に意見提言することができる。

※2 まちづくりパートナー

住民の町政への積極的な参加を目的に、意見を述べて審議する委員会などの委員の候補としてあらかじめ登録しておく制度。産業、民生、環境、教育、町政全般の5分野から選択して登録でき、委員会等の改選時に登録者から委員を選考できる。

取組項目	2. 諮問機関等における多様な住民参画の推進
担当課	政策推進課、各課
具体的な取組	・各委員の選出にあたって、可能な限り男女比率や年齢が偏らないように配慮する。
令和元年度 実施内容	
・多様な住民ニーズを把握するため、諮問機関等の委員の選出は、分野や年齢、性別が著しく偏らないよう調整し、幅広く住民参画を呼び掛ける。	

取組項目	3. 町政懇談会や各種説明会等の実施による住民ニーズの収集
担当課	政策推進課、各課
具体的な取組	・町政懇談会や各種制度説明等の積極的な開催により、住民ニーズを把握し、各種事業や制度の住民理解と参画を進める。
令和元年度 実施内容	
・町政懇談会等の各種住民説明会(懇談会)を開催し、多様な住民ニーズの把握に努める。	

I 住民参画の推進と協働による行政運営

基本方針	I－(2)地域の人材育成と活動支援
目的	NPO、地域コミュニティ組織をはじめとする地域活動団体の活動を支援し、住民との協働によるまちづくりをすすめる。

取組項目	1. 住民活動団体、NPO^{※3}等の設立及び人材育成、活動の支援
担当課	地域づくり推進課
具体的な取組	・NPOほか各種団体、サークルなどの住民組織間の情報共有と連携を支援する。 (各種講座開催、住民活動団体連絡協議会、地域づくり会議の連携など)
令和元年度 実施内容	
・町内の各NPO団体を対象とした連絡会議を開催し情報の共有を行ない、活動状況の把握と情報提供に努める。	

※3 NPO

ボランティア活動など社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称。このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

取組項目	2. 地域コミュニティ組織の設立及び活動の支援
担当課	地域づくり推進課、防災課、総合福祉課、健康推進課ほか関係課
具体的な取組	・継続して地域コミュニティ組織の設立及び活動を支援し、必要に応じて事業内容の見直しを行う。
令和元年度 実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織未設置の行政区に対し、情報提供や周知を行い、新規設立を促すための情報提供や周知を行う。 ・地域コミュニティ組織の活動が自主的に活発に展開されるように、地域コミュニティ形成推進事業交付金の交付をはじめ、支援や情報提供を行う。 ・自主防災組織に対し、自助・共助による避難行動を意識づけるため、防災講話などにより実動訓練の必要性を説明し、昨年度より多くの自主防災組織が実動訓練を実施するよう支援する。 ・お互いさま情報交換会を通じ、災害時における地域の避難経路確認及び要支援者の把握を行う。 ・保健推進員研修会を年3回開催し、地域の健康づくりの担い手育成に努める。 	

取組項目	3. 地区公民館等の地域づくり拠点化の検討
担当課	地域づくり推進課
具体的な取組	・地域おこし協力隊や地区担当職員の配置など、地域づくりの拠点化及び推進体制について検討する。
令和元年度 実施内容	
・地域づくり拠点に必要とされる機能の把握に努め、その上で施設のあり方を検討するために、各地区地域運営組織準備会、地域づくり会議等の運営を通して、地域づくり拠点に必要な機能を整理し、他自治体の事例研究も行って検討のための基礎資料を整備する。	

I 住民参画の推進と協働による行政運営

基本方針	I－(2)地域の人材育成と活動支援
------	--------------------------

取組項目	4. 行政区、地域コミュニティなどの地域の役職及び委嘱・依頼事項の見直し
担当課	地域づくり推進課
具体的な取組	・行政区長、地域コミュニティ代表、公民館長など地域のさまざまな役職や業務内容、行政連絡員のあり方について整理し、見直しを行う。
令和元年度 実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政区長のあり方を見直しするとともに、コミュニティ組織、公民館も含めた組織のあり方について、情報収集・提供を行う。 ・行政区、地域コミュニティなどへの依頼事項等を把握し、基礎資料の整備に努め集約化を図る。 	

取組項目	5. 職員の住民協働理解の推進と行動指針の策定
担当課	総務課、地域づくり推進課、全職員
具体的な取組	・住民協働意識の向上を図るため、職員は住民協働研修や地域づくり勉強会に参加する。また、地域協働を進めるための行政の役割やあり方を検討し、職員の住民協働行動指針を策定する。
令和元年度 実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民協働意識の向上を図るため、住民協働のための研修やフォーラムへ積極的に参加するほか、地域活動にも積極的に参加する。 ・「栗石町協働のまちづくり推進条例」の条例の周知を行うほか、協働推進マニュアルの改訂を行う。 	

I 住民参画の推進と協働による行政運営

基本方針	I－(3)民間活力の活用
目的	民間による公共サービスが可能な業務を明確化し、業務委託、指定管理者制度などの民間活用手法を適切に選択し、運営状況の検証を行う。

取組項目	1. 民間委託、指定管理者制度^{※4}の活用推進(見直しと改善)
担当課	総務課、観光商工課、農林課、総合福祉課ほか関係課
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・委託ガイドラインを策定し、国の助言通知及びトップランナー方式等に基づき業務委託を検討する。(例：日直、案内、受付、広報配布など)。また、指定管理マニュアルの見直しを行い、現状把握と指導助言を徹底する。
令和元年度 実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・改訂ガイドラインに基づき、指定管理の公募及び更新事務、指定管理者への指示、指導の実施を行う。 ・指定管理者との情報共有に努めながら、運営状況の検証を行い、よりよい施設運用となるよう指定管理者への指示、指導し改善していく。 	

※4 指定管理者制度

自治体の施設のうち、住民の利用を主な目的に設置された施設である公の施設において、民間事業者が施設の管理、事業の運営等を行うことで、住民サービスの向上、施設管理費用の削減、民間事業者の活用等を推進することを目的に導入された制度。

取組項目	2. PPP/PFI^{※5}等の導入検討
担当課	政策推進課、関係課
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勉強会の実施、新たに民間活用が可能な施設や事業の検討会議を行う。
令和元年度 実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程について情報収集を行い、手法導入優先的検討規程策定に向けた検討を行う。 	

※5 PPP/PFI

【PPP】Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

【PFI】Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

Ⅱ 住民ニーズに対応した行政サービスの提供

基本方針	Ⅱ－(1)窓口サービスの改善
目的	すべての来庁者にとって便利で利用しやすい庁舎となるよう、窓口環境の整備を行う。
取組項目【担当課】	1. 窓口サービスの拡大検討
担当課	総務課、窓口関係課
具体的な取組	・窓口時間延長や土日開庁、コンビニ交付等、窓口サービス拡大について検討する。
令和元年度 実施内容	
<p>・新採用職員研修を年3回、臨時職員研修を年1回実施するなど、職員の接遇等の研修を行うことによって、応対に対する苦情を減らす。</p>	
取組項目【担当課】	2. 分かりやすい案内表示と相談スペースの確保
担当課	総務課、窓口関係課
具体的な取組	・正面玄関付近等への庁舎内フロア図設置等、分かりやすい案内表示を行うとともに、プライバシーが保護される囲まれた相談スペース設置について検討する。
令和元年度 実施内容	
<p>・総合案内に臨時職員を継続して配置し、庁舎内案内看板とあわせて、迷わず窓口サービスを受けられるよう来庁者の案内体制を維持する。</p>	

Ⅱ 住民ニーズに対応した行政サービスの提供

基本方針	Ⅱ－(2)行政情報の発信とICT^{※1}活用の推進
目的	誰もが行政情報を得ることができるよう情報基盤を整備するとともに、多様な広報手段を用いて、住民が必要とする情報を適切かつ迅速に発信する。また、行政手続きの電子化により、住民生活の利便性を向上させる。

取組項目	1. 情報発信方針及び手引きに基づくタイムリーな情報発信
担当課	政策推進課、各課
具体的な取組	・情報発信方針と手引きを見直し、周知を徹底する。
令和元年度 実施内容	
<p>・情報発信推進員を中心としながら、各種イベントの開催や検診のお知らせなど、広報しずくいし、インターネット(町ホームページ、SNS)、ラジオ(しずくちゃん情報)、マスコミ(記者懇談会)などの各種媒体の特性を効果的に活用したタイムリーな情報発信を行う。</p>	

※1 ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来頻繁に用いられてきた「IT」(Information Technology)(情報技術)の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性を具体的に表現したもの。

取組項目	2. 各種補助、助成、交付事業などのホームページやSNS^{※2}への情報掲載の徹底
担当課	政策推進課、各課
具体的な取組	・町ホームページに補助金関連事業のページを作成し、条例、要綱、様式を漏れなく掲載し、広く周知する。
令和元年度 実施内容	
<p>・各種補助、助成、交付事業などについて、町ホームページや公式ツイッター、フェイスブックなどに情報を掲載する。</p>	

※2 SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

「Social Networking Service」。人と人とのつながり・コミュニケーションなどの社会的ネットワークを促進・サポートするインターネット上のサービス。友人・知人、趣味や嗜好、居住地域、出身校などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする会員制のサービスのこと。Facebook(フェイスブック)などが有名。

取組項目	3. 公民館、体育館等の施設使用予約方法の検討
担当課	生涯学習スポーツ課
具体的な取組	・施設予約状況の公開、予約受付方法の検討(予約受付システム導入、申請書の押印省略など)を行う。
令和元年度 実施内容	
<p>・町営体育館については、事例や運営状況など、導入に向けて検討する。 ・中央公民館においては、HPに予約状況を掲載し利用者の利便性向上を図る。</p>	

II 住民ニーズに対応した行政サービスの提供

基本方針	II-(2)行政情報の発信とICT ^{※1} 活用の推進
------	---------------------------------------

取組項目	4. 役場庁舎、公民館等公共施設への公衆無線LANの整備
担当課	施設所有課
具体的な取組	・地域情報の発信及び収集、観光振興、災害時の情報拠点として有効となる公衆無線LAN ^{※3} (Wi-Fi)について、順次整備を進める。
令和元年度 実施内容	
・設置した公衆無線LANについて、適正に運用していく。	

※3 公衆無線LAN

公衆無線LANとは、自治体等がアクセスポイントを設置する事により、モバイル端末所有者が無線LANを使用してインターネットに接続できるサービスのこと。携帯電話回線網とは異なり、通信速度が高速であることや、無料アクセスを可能とした場合は利用者は通信料がかからないなどのメリットがあり、災害に強く、観光振興などの地域活性化ツールとしても有効とされている。

Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

基本方針	Ⅲ－(1)財政基盤の強化と財政健全化
目的	受益者負担の適正化、滞納処分の強化など多様な手段により自主財源の確保を図り、計画的な財政運営を行う。

取組項目	1. 自主財源の確保
担当課	総務課、政策推進課、税務課、出納課ほか関係課
具体的な取組	・広告収入(HPバナー、広報、封筒、各種パンフレットなど)やふるさと雫石応援寄附金(ふるさと納税)の拡大、公有財産の売却、必要に応じて使用料・手数料の見直しを行うなど自主財源確保に努める。
令和元年度 実施内容	
<p>・HP、広報、公用封筒への広告掲載事業者の確保やふるさと納税の募集などの自主財源の確保に努める。</p>	

取組項目	2. 滞納整理の推進及び収納対策の改善による歳入の確保
担当課	税務課、出納課、総合福祉課、町民課ほか関係課
具体的な取組	・滞納処分の強化、納付方法の利便性向上に努める。
令和元年度 実施内容	
<p>・臨戸訪問や電話での納付交渉、分割納入の働きかけなど町税の収納率向上を図り、併せて滞納者対策や効率的な徴収のノウハウを共有するため、各課ヒアリングや債権回収対策会議をH31年度中に計4回開催するなど所管課と連携し、法令に基づいた適切な滞納整理に努める。</p>	

取組項目	3. 財政見通しと財政計画^{※1}の策定・公表
担当課	総務課
具体的な取組	・5年間の財政収支見通しを策定し、財政状況をわかりやすく公表する。
令和元年度 実施内容	
<p>・当初予算書、補正予算書、財政公表、補足資料等の作成マニュアルや、校正チェック表は作成済みのため、それらを活用しつつ、わかりやすく正確な財政状況を公表する。</p>	

※1 財政計画

将来のまちづくりに必要な財政の収支見通しを3～5年にわたって示したものを、将来にわたり健全で持続可能な財政運営、財政基盤の確保に向け、財政構造の課題を把握し、計画的な財政運営を行うための指針となる。

Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

基本方針	Ⅲ－(1)財政基盤の強化と財政健全化
------	---------------------------

取組項目	4. 補助金交付基準の適正な運用
担当課	総務課、関係課
具体的な取組	・補助金交付基準により、団体自立に向けた指導育成、補助金の必要性や妥当性などを精査し、必要に応じて見直しを行う。
令和元年度 実施内容	
補助金については、慎重かつ公平に査定を行っているが、補助金見直しの一環として、今年度予算に計上している全て補助金についてHP等で公表する。	

取組項目	5. 公営企業、第三セクター等の経営健全化
担当課	上下水道課、観光商工課
具体的な取組	・上下水道事業については経営戦略を策定し、経営比較分析表を作成及び公表する。(株)しずくいしについては経営状況を把握し、効率化・経営健全化に向け適切な助言指導を行う。
令和元年度 実施内容	
・上下水道事業については、策定した「経営戦略」に沿って経営基盤の強化を図り、使用料徴収率については98%以上を目指す。	

取組項目	6. 内部管理費、事務的経費の削減
担当課	全課、全職員
具体的な取組	・内部管理費、事務的経費(消耗品、燃料、印刷製本、光熱水、修繕等経費)の効率化、削減に努める。
令和元年度 実施内容	
・事務事業や内部管理の経費について検証し、節約に努め、OA機器、照明の節電、ミスプリントの再利用、両面印刷の活用など経費削減の徹底を図る。	

Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

基本方針	Ⅲ－(2) 公有資産の管理運用による経営合理化
目的	新地方公会計制度に基づく固定資産台帳を活用し、公有資産の計画的な管理運営を行うとともに、歳計及び基金の管理運用を行い、経営合理化を図る。
取組項目	1. 固定資産台帳(公有資産)の適切な更新
担当課	総務課
具体的な取組	・固定資産台帳(公有資産)の更新方法について方針を決め、適切に管理するとともに、固定資産台帳による財務諸表の作成を行う。
令和元年度 実施内容	
・公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画に必要な情報を提示するべく、固定資産台帳の整理と分析をする。	
取組項目	2. 公共施設等の総合的管理運営
担当課	総務課、政策推進課、各課
具体的な取組	・公共施設等総合管理計画に基づき、施設の修繕、改修を行う。
令和元年度 実施内容	
・公共施設等総合管理計画に基づき施設ごとの個別計画を策定する。 ・旧小学校の利活用について、利活用方針に基づき、具体的な内容を検討する。	
取組項目	3. 町有財産の有効活用
担当課	総務課、政策推進課、各課
具体的な取組	・未活用地、未利用資産の有効活用について検討する。
令和元年度 実施内容	
・遊休町有地を活用したプロジェクトを推進するとともに、他の遊休地の活用方法を検討する。	
取組項目	4. 歳計現金及び基金の管理運用
担当課	出納課
具体的な取組	・計画的な資金運用を行い、運用益を確保する。
令和元年度 実施内容	
・歳計現金及び基金を定期預金等により運用し、利息収入を確保する。	

Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進

基本方針	Ⅲ－(3) 事務事業及び業務プロセスの効率化
目的	政策評価を充実させ、住民目線での評価結果を行政運営に反映させるとともに、選択と集中による事務処理の合理化・効率化を図る。

取組項目	1. 政策評価と事業レビュー※2の実施によるプライオリティ(優先順位)導入
担当課	政策推進課、全課
具体的な取組	・政策評価と事業レビューの実施により、事務事業の整理と取捨選択を行う。

令和元年度 実施内容

・政策評価を活用し、PDCAサイクルのマネジメントを行いながら、成果重視、効率的、説明責任を念頭に置いた行政活動を行う。また、事業レビューを実施し、評価の充実と効果的な活用を図り、事務事業評価、施策評価の結果を活用しながら、事業の優先順位を検討する。

※2 事業レビュー

全ての事業について、予算がどのように執行されたかといった実態を把握し、事業内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取り組みのこと。「行政事業総点検」とも言われ、行政の無駄の削減、事業の効果的・効率的な実施を通じて質の高い行政を実現し、行政の透明性を高め、住民への説明責任を果たすために実施するもので、韋石町では平成28年度より試行実施している。

取組項目	2. 文書、伝票等の決裁方法の見直し
担当課	総務課、出納課
具体的な取組	・電子決裁の検討、文書の回覧・呈覧及び決裁方法の見直しを行う。

令和元年度 実施内容

・契約等事務説明会や入札等適正執行審査会を開催し、契約事務の適正化を推進する。

取組項目	3. 定型事務マニュアル、ガイドライン等の見直しによる事務処理の標準化
担当課	総務課、政策推進課ほか関係課
具体的な取組	・契約、予算執行、情報発信等の各種伺い文書、パブリックコメントや文書発送など各課共通事務に関するマニュアルの作成及び更新により、事務処理標準化を図る。

令和元年度 実施内容

・グループを越えて対応ができる手続きなどはマニュアル化を徹底し、課内でも情報共有を図るようにする。

取組項目	4. 各種会議、事業説明や指導等におけるタブレット機器の導入検討
担当課	政策推進課、議会事務局
具体的な取組	・事務効率化(データ共有、印刷作業時間短縮、用紙代コストダウン)及び説明利便性向上を図るため、タブレット導入について検討する。

令和元年度 実施内容

・タブレット機器使用に係る情報収集を行い、将来の導入に向けた方向を検討する。

IV 時代に即した行政組織体制の構築

基本方針	IV－(1)人材育成による行政組織体制の強化
目的	複雑・多様化する行政需要に柔軟に対応し自ら考え行動する職員を目指し、人材育成を図るとともに、職員の業務遂行能力の公平な評価を行い、幅広い視野と発想を持って意欲的に業務に取り組むことができるように職員の意識改革を図る。また、各部署の業務量を的確に把握し、事務事業を適正に遂行するための組織体制を構築する。

取組項目	1. 人材マネジメントプラン^{※1}に基づく職員研修計画の推進
担当課	総務課
具体的な取組	・職員へのプラン周知及び職員研修計画における「求められる職員像」や各種アンケートに基づき、協働やコミュニケーション能力など研修内容の充実を図り、研修計画に基づく研修を実施する。
令和元年度 実施内容	
・毎年研修計画を策定し、計画に基づいた研修会を実施するとともに、組織外研修への積極的な職員派遣を行う。	

※1 人材マネジメントプラン

時代や環境の変化、様々な課題に対処するための能力を身につけた人材育成と職員の意識や資質の改革・向上を図るため、平成17年度に町が策定した指針。求められる職員像や能力のほか、人事管理等について明確化し、現在は平成27年度から31年度までの第三次計画を実施している。

取組項目	2. 人事評価^{※2}の実施による人材育成の推進
担当課	総務課
具体的な取組	・人事評価の能力評価結果に基づき、伸ばすべき能力を把握し、研修へつなげる。人事評価における面談(コミュニケーション)の実施を徹底する。
令和元年度 実施内容	
・人事評価実施要領に基づいた人事評価の実施及び検証を行い、組織の活性化や公務能率の向上に努める。	

※2 人事評価

職員の勤務態度や実績など、人事や労務管理の一環として管理者が適正に評価を行うこと。職員の勤務態度をはじめ、業務の遂行能力、業務実績などを評価し、配置異動、能力開発等の材料とする。町では平成17年度から施行し、現在全職員が対象となっている。人材育成と能力の活用により、企業の業績を上げることを目的に、上司が部下の能力や行動と仕事の結果を評価する制度。評価結果を昇給や賞与につなげる場合もある。成果の出る仕事の進め方を見つけて公開し、企業全体の業績を上げることを主旨としている。

IV 時代に即した行政組織体制の構築

基本方針	IV－(1)人材育成による行政組織体制の強化
取組項目	3. 職員勉強会やオフサイトミーティング^{※3}の実施
担当課	政策推進課、総務課、全職員
具体的な取組	・自由なテーマ設定による学習会、自主研修、意見交換会などの実施(年2回開催)及び内部規律などの提案を行う。
令和元年度 実施内容	
・職員のスキルアップや自己啓発のため、職員互助会による研修会など各種研修会・勉強会を行うほか、オフサイトミーティングを開催し内部規律などの提案を行う。	

^{※3} オフサイトミーティング

立場や肩書ははずして、気軽にまじめな話をするにより、職場内にある課題・問題等を顕在化させ、その解決に向け、組織全体で取り組む手法のひとつ。

取組項目	4. 定員適正化計画^{※4}及び特定事業主行動計画^{※5}の推進
担当課	総務課
具体的な取組	・業務量調査に基づく適正な定員管理を図るとともに、特定事業主行動計画 ^{※5} に基づき、職員の勤務環境の整備を図る。
令和元年度 実施内容	
・特定事業主行動計画に基づき年次休暇取得の促進等を図るとともに、定員適正化計画及び特定事業主行動計画の見直しを行う。	

^{※4} 定員適正化計画

社会経済情勢が変化する中で、住民ニーズに的確に対応し、最小の経費で最大の効果を発揮する組織の確立を目的に、弾力的かつ適切な人員配置に努め、計画的に定員管理を行うもの。

^{※5} 特定事業主行動計画

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」において、地方公共団体等は「特定事業主」として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のために特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画)を策定することとされている。

取組項目【担当課】	5. 政策及び業務内容に対応した組織機構の見直し
担当課	総務課
具体的な取組	・現行の組織機構の課題等を把握し、効果的な行政運営を行うため、組織機構見直しについて協議を行う。
令和元年度 実施内容	
・組織機構において改善等を要する事項について検証し、必要に応じて組織機構の見直しを行う。	

IV 時代に即した行政組織体制の構築

基本方針	IV－(2)組織の内部統制と風土改革
目的	住民に信頼される行政となるため、全職員が常に高い危機管理能力を持ち、法令順守を徹底するとともに、職場内の意思疎通を徹底し、改善運動を通じて行政サービスの質を向上させる。

取組項目	1. 意思疎通、情報共有の強化
担当課	総務課、全課、全職員
具体的な取組	・朝礼や課内会議の実施、デスクネット活用(スケジュール機能や文書管理)のルール化、庁内文書や調査等の簡素化により情報共有の徹底を図る。
令和元年度 実施内容	
・各課において主査会議やグループ会議を通じて情報共有を図る。	

基本方針	IV－(2)組織の内部統制と風土改革
------	---------------------------

取組項目	2. コンプライアンス^{※6}体制の強化
担当課	総務課、全職員
具体的な取組	・コンプライアンスマニュアル策定による意識啓発(個人情報保護、身だしなみ、挨拶、言葉遣い、事故防止、各種ハラスメント防止など)、依命通知等による周知の徹底、相談窓口と通報制度の設置を検討する。
令和元年度 実施内容	
・通知や個別指導による交通規範遵守等を含むコンプライアンスの徹底を図る。	

※6 コンプライアンス

直訳すると『法令遵守』となり、「法律や条例を違反しないこと」を表す。また、法令だけに留まらず、社内規程・マニュアル・企業倫理・社会貢献の遵守、更に企業リスクを回避するために、どのようなルールを設定していくか・どのように運用していくかを考え、その環境の整備までを含んでいる。

取組項目	3. ワークライフバランス^{※7}推進と職場改善運動^{※8}の実施
担当課	総務課、全課、全職員
具体的な取組	・休暇の取得、残業時間の削減、報連相の徹底、研修に参加しやすい体制づくりなど、年度ごとに取組みテーマと目標を定めて実施する。
令和元年度 実施内容	
・働き方改革のため、時間外勤務の抑制や年次休暇の計画的取得を推進する。	

※7 ワークライフバランス

仕事と家庭生活を両立できるようにすること。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

※8 職場改善運動

職場での問題・課題に対し、改善対策をすることで職員間の風通しを良くし、住民サービスにつなげるという目的により全庁的に取り組んでいる。全庁でテーマを決めて推進することとしている。